

就学援助（新入学学用品費）の3月支給のお知らせ

唐津市には、市内の公立小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方を援助する「就学援助」制度があります。令和3年4月に市内の小・中学校に入学予定のお子さんの保護者で就学援助の対象要件に該当し、1月29日までに申請された方に、就学援助の新入学学用品費を入学前（令和3年3月）に支給します。

1 対象要件（申請することができる方）

就学援助を申請することができるのは、唐津市内に住所を有している方で、次の要件項目のいずれかに該当する方です。

- ① 生活保護が停止または廃止され、その後も経済的にお困りの方
- ② 同居者全員、市民税が非課税である方
- ③ 児童扶養手当を受給している方
- ④ ①～③には該当しないが、保護者の職業が不安定で経済的にお困りの方

【注意点】

次の①、②のいずれかに該当する場合は、入学前支給の対象になりません。

① 令和3年3月末日以前に唐津市外に転出される場合

② 令和3年4月に唐津市の小・中学校に入学されない場合

※ 入学前支給を受けたあとに、上記のいずれかに該当することとなった場合は、返還していただきますので、申請の際には十分ご注意ください。

2 支給（予定）額・支給時期・支給方法

(1) 支給（予定）額

◆小学校入学予定のお子さん・・・51,060円（お一人につき）

◆中学校入学予定のお子さん・・・60,000円（お一人につき）

※ 金額は若干変動することがありますので、ご了承ください。

(2) 支給時期

令和3年3月31日（予定）

(3) 支給方法

保護者の口座に振り込みます。



※申請方法は裏面をご覧ください。

3 申請手続き

(1) 申請方法

準要保護申請書兼世帯票等の申請に必要な書類に必要な事項を記入し、提出してください。

(2) 申請に必要な書類

ア 準要保護申請書兼世帯票（これが就学援助の申請書になります。）

※ 申請書は、入学予定の小学校又は在籍中の小学校にてお受け取りください。（唐津市ホームページからもダウンロードできます。）

イ 振込口座の通帳の写し

ウ その他の書類

児童扶養手当を受給されている方

⇒児童扶養手当証書（有効期限と受給者番号がわかる部分）の写し

児童扶養手当を受給されていない方

⇒令和2年度（令和元年分）市県民税所得・課税証明書（同居者全員分）



(3) 申請書提出先

小学校入学予定のお子さん・・・4月に入学予定の唐津市立小学校

中学校入学予定のお子さん・・・現在通学している唐津市立小学校

(4) 受付期間

令和3年1月4日（月）～令和3年1月29日（金）

4 認定について

◆ 審査後の結果は、小学校入学予定のお子さんの保護者には郵送で通知、中学校入学予定のお子さんの保護者には在籍中の小学校を通じてお知らせします。

◆ 虚偽の申請や目的外の使用が発覚した場合は、認定を取り消すことがあります。

今回就学援助（新入学学用品費）の申請をして認定を受けられた方は、令和3年度の就学援助申請の手続きは必要ありません。

また、1月29日までに申請をされなかった場合でも、4月末日までに就学援助を申請し、認定となった場合は、5月下旬頃に新入学学用品費を支給します。

ご不明な点がある場合は下記にお問い合わせください。



〒847-0013

唐津市南城内1-1（大手口センタービル6階）

唐津市教育委員会学校支援課（TEL：53-7138）